



平成 20 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 クリムゾン
(J A S D A Q ・ コード番号 : 2776)
代表社名 代表取締役社長 CEO 茂木眞一
問合せ先 取締役 CFO 藤田宇明
電 話 03-5637-0505

「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関してのおしらせ

当社は、平成 19 年 10 月 2 日付の「業績に影響を与える事象の発生」等で開示しておりますとおり、過年度の決算短信等を訂正し、平成 19 年 11 月 12 日付けで関東財務局に対し、当該期間における「有価証券報告書の訂正報告書」及び「半期報告書の訂正報告書」を提出し、その旨を公表しておりますが、この訂正に関し、平成 20 年 4 月より証券取引等監視委員会から有価証券報告書虚偽記載について、検査を受けておりました。

本件は、当社の不適切な会計処理により、平成 18 年 1 月期から平成 19 年 1 月期に亘って在庫金額を過大に計上していたものですが、この度証券取引等監視委員会による有価証券報告書虚偽記載についての検査の結果、金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当するとの判断から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、本日、5,000,000 円の課徴金納付命令を发出すべきである旨の勧告がなされましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

◆勧告を受けた事由の概要

本件は、平成 20 年 1 月期中間監査の実施過程において、会計監査人であった新日本監査法人より、在庫評価額において誤りがある旨指摘を受け、平成 19 年 9 月 14 日に特別調査委員会を設置し、過年度に遡って調査を行いました。その結果、過去 2 年間に亘って当時の専務取締役の主導のもと経理部員によって、在庫金額の過大計上がなされていたことが判明し、平成 19 年 10 月 2 日に「業績に影響を与える事象の発生について」にて、本件概要と、平成 19 年 1 月期までの累積的影響額が概算約 900 百万円、利益が過大に計上されていたことについて開示を行いました。

また、当社では平成 20 年 1 月 25 日、ジャスダック証券取引所から上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規定第 23 条第 1 項の規定に基づき「改善報告書」の提出請求を受け、平成 20 年 2 月 8 日付けで同所に対し「改善報告書」を提出いたしました。

当社では、同改善報告書に沿って、下記の改善策を進めております。

- (1) 適時開示の重要性の理解不足と法令順守・コンプライアンス体制の改善
 - ①経理部内の配置転換
 - ②決裁権限についての見直し
 - ③コンプライアンス室の設置と、マニュアル改訂及び研修の実施
 - ④人事考課制度の改訂
- (2) 業績予想策定方法の改善
 - ⑤予算管理とリスクの検討
 - ⑥中期経営計画の策定
- (3) たな卸原票の改ざんが可能であった統制環境の改善
 - ⑦たな卸規程及びマニュアル等の整備
 - ⑧在庫の適正な評価への改善
 - ⑨POS レジの導入
- (4) 牽制機能の改善
 - ⑩代表取締役の辞任と組織の変更
 - ⑪内部統制ホットラインの開設
 - ⑫規程・マニュアル全般のアップデート
 - ⑬内部監査体制の改善
- (5) 情報開示プロセス及び情報開示体制の改善
 - ⑭情報開示体制の確立

当社では、この改善策を恒常的な不正リスクマネジメント体制として継続的に強化していく取組みを全社で鋭意推進しております。

当社は、この度、証券取引等監視委員会が上記勧告をされたことを真摯に受け止め、今後二度とこのような事態が起こらぬよう、引き続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考

- ・証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

以上